

第 2 8 回

総会議事録

日 時 令和元年 8 月 13 日 (火) 13 時 15 分
場 所 山形市庁舎 (10 階) 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

平成31年1月20日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	運営委員、編集委員
出	2	森田 誠一	
出	3	長澤 弘	農政委員会副委員長、 運営委員、編集委員
出	4	會田 典男	
出	5	金子 祐一	編集委員
出	6	丹野 都弘	
出	7	高橋 徳郎	第2ブロック長
出	8	日下部 洋一	運営委員
出	9	丸子 宏	第3ブロック長
出	10	齋藤 孝一郎	第1ブロック長
出	11	遠藤 紀江	編集委員
出	12	梅津 実	編集委員、 第4ブロック長
出	13	柏倉 傳右エ門	運営委員
出	14	草薙 典美	
出	15	佐藤 幸悦	
出	16	佐藤 和宏	農政委員会委員長、 運営委員
出	17	推名 俊明	
出	18	石川 富夫	
出	19	高橋 一敏	
出	20	新関 さとみ	編集委員会副委員長
出	21	伊藤 博良	
出	22	鏈水 豊	
出	23	大築 義雅	会長職務代理者、 編集委員会委員長
出	24	高橋 権太郎	会長

第28回総会 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 議長就任

第4 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

第5 議事

議 第138号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 第139号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 第140号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 第141号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 第142号 農地法施行規則第17条第2項の規定による農地等の指定について

第6 報告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地改良届出書の受理について

(5) 農地法第5条の規定による許可について

(6) 運営委員会の結果について

第7 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和元年9月13日(金)

次回の委員調査について 令和元年9月11日(水)

第8 その他

農地パトロールで使用する地図の引き継ぎ確認について

第9 閉 会

令和元年度第28回（8月）総会議事録

（令和元年8月13日（火） 市庁舎 10階 委員会開催室）

出席委員 24名
欠席委員 0名
開 会 午後1時15分

事務局次長	（開 会）
会 長	（あいさつ）
事務局次長	議事の前に現在の出席委員数をご報告いたします。 在任委員数24名、全員の出席を認めます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。 これより、議事に移りますが、議長は、山形市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はおりません。 よろしく願いいたします。
議 長	それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。 （異議なしの声あり。）
議 長	異議なしと認め、議事録署名委員については、10番・齋藤 孝一郎委員、11番・遠藤 紀江 委員にお願いし、書記には小笠原主幹を任命します。
議 長	それでは、これより議事に入ります。 議 第138号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程します。それでは、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案書1ページをお願いします。 議 第138号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。 2ページの25号から29号まで5件です。 はじめに、2ページをお願いします。 25号について、収用事業の代替地買受です。 譲受人は、農業をして70年になる方で、現在、長男夫婦とその子供の4人で農業に従事しております。

議 長	<p>ご苦労さまでした。続きまして、28号案件について、佐藤和宏 委員お願いします。</p>
佐藤（和） 委 員	<p>28号案件について、ご報告いたします。 申請地については、議案書記載のとおりでございます。 譲受人につきましては、農業の従事日数が240日、勤務先が農業となっております。現在の営農状況という事で、畑903㎡ございまして、軽トラック、耕運機、草刈機を所有してございます。 譲受人の母屋にお婆さんが住んでおまして、同じ敷地に譲受人の家が建っており、同じ敷地内に、お婆さんと息子さん夫婦が住んでいるという事でございます。 譲渡人については、一体利用農地の譲渡しという事でございまして、下限面積0.1aという案件に該当するというものでございます。 譲受人は、親が農家でしたが平成26年より田んぼを全て貸し付けており、現在は1反歩未満の畑を耕作しているのみとなっております。今回、自宅に隣接する畑を購入しようと申請に至っております。現在、宅地の一部に家庭菜園を作っており、そこと同様にそ菜畑として利用する計画でございます。議案書にもありますが、面積が■■■■㎡で、宅地が手狭という事で隣の農地を譲り受けたいという事でございました。 譲渡人の実家は母屋が解体されており更地となっております。作業小屋が奥の方に残っておりますが、近所の方が管理して草刈り等を行っているようでございます。 以上、調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
議 長	<p>無いようですのでお諮りします。 議 第138号について、許可することに異議ありませんか。</p>
高橋（一） 委 員	<p>ちょっと待ってください。先程、許可相当で無いという事ですよ。</p>
佐藤（幸） 委 員	<p>27号案件については、■■■■を栽培するために、しっかりと機械・工具等を準備していただいてから再度申請いただくようにしておりますので、よろしく申し上げます。</p>
高橋（一） 委 員	<p>確認ですけれども、新規就農となっていて、譲受人が■■■■歳のお父さんと子供さんとなっておりますが、子供さんが新規就農するという事ですか。それとも、それぞれ二人が新規就農するという事ですか。</p>
佐藤（幸） 委 員	<p>お父さんが、やる気満々という事でした。</p>

高橋（一） 委 員	あえて1／2の持ち分にした理由は聞きましたか。
佐藤（幸） 委 員	そのへんは聞いておりません。後継者として息子さんをお願いしているという事でした。
高橋（一） 委 員	譲受人が二名という事は、二人が新規就農と考えるのが妥当ですよ ね。という事は、お父さんと息子さんの経営計画書を出されなければ ならないと思います。そうでなければ、どちらかが新規就農になって、 理由があって1／2の持ち分にするというわけなのですか。 このあたりを確かめないと、いけないと思うのですが。
事 務 局	今の点についてですが、申請時で、お父さんと息子さんが150日 間就農するという事で、会社の役員も身軽になりまして、お父さんが やる気満々であります、面積的な部分もありまして、二人とも新規 就農と聞いております。よろしく願いいたします。
高橋（一） 委 員	という事は、それぞれ経営計画書があるわけですよ。
事 務 局	はい。
高橋（一） 委 員	そこは説明が無かったの。 具体的にどんな農業経営を考えていらっしゃるのか。
佐藤（幸） 委 員	聞いてみると、考え方がまだまだ甘いというか、新規就農になると ある程度収入がないと就農継続ができないという事ですが、現場を見 ると何年かかって収入を得られるような畑になるのか想像できないく らい荒れている所です。もう一度経営計画書を出してくださいと言っ ておりますので、再提出すると思います。
佐藤（和） 委 員	あと一点再確認ですが、この親子の本職は[]なのですか。
佐藤（幸） 委 員	そう聞いておりますが。
佐藤（和） 委 員	二人ともですか。
事 務 局	[]です。
佐藤（和） 委 員	わかりました。

議 長	27号案件については保留という事ですが、経営計画書の再提出は来月ですか。
佐藤（幸） 委 員	いつ提出するのかわかりませんが、再度計画書の提出はあるかと思えます。
議 長	27号案件については、そういう理由で保留という形を取らせていただきたいと思えます。本人もそれを了解したという事でしょうか。
佐藤（幸） 委 員	はい。
草 薊 委 員	議長、こういった1/2の共有持ち分の場合の耕地面積の制限というのは無いのですか。
事 務 局	取得にあたっては、別世帯ですが2親等内の親族ですので、面積的にはお二人合わせて30a以上の取得という事が条件となっております。
議 長	よろしいですか。
草 薊 委 員	親子であったとしても、新規就農であれば、親と息子が、それぞれ独立した経営体として営農にあたるわけですね。
事 務 局	この二人に関しては独立経営ではなくて、あくまでも一つの経営体として経営するというお話でございました。
草 薊 委 員	申告はどうするのですか。
事 務 局	確定申告ですか。
草 薊 委 員	確定申告だけでなく、本人の所得はどのように申告するのですか。同居といいながら。
事 務 局	同居ではありません。
草 薊 委 員	同居ではないのですね。住所が違うから。面積はいいのですか。
事 務 局	これまでも他の案件で、許可した案件がございましたが、あの方も個人で30a越えという事ではなくて、同じ世帯員の中、同じ住所でなくても構わないのですが、同一経営体の中で30a越えという事で、個人としては30aありませんでしたが許可という経緯がございましたので、この方についても住所は別々ですが、許可の対象になると考えております。

	<p>経営体の考え方が、世帯という、いわゆる住民票でいう世帯と違って、親族図の中で世帯という考え方ができるようです。</p>
<p>高橋（一） 委員</p>	<p>その案件も3親等以内の親族という事で、許可になったわけですが、住所は同一世帯になっていたわけですね。そして、なおかつ新規就農という事ではなくて、一つの経営の中で土地を買うという事だったので、今回の場合と若干違って、今回の場合はそれぞれが新規就農という事ですので、同一世帯の中で買えるか買えないかというよりも、新規就農の要件を満たすかどうかという事も、考慮しなければならないのかなと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>いずれにしても、計画書も土地の条件も、まだ整っていないという事で、この次計画書を提出してくる時に、しっかりと把握をして、注意点は直してもらおうという事で、27号案件を除いて他の4件について、許可することに異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、27号案件を除き他の4件については、許可相当とすることに決めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に進みます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議 第139号 農地法第4条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案書3ページをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>議 第139号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。内容につきましては、4ページの1号の1件です。</p>
<p>議 長</p>	<p>5ページをご覧ください。</p>
<p>議 長</p>	<p>1号について場所は陣場新田で、市立金井中学校から北西へ約300mに位置しており、1種農地と判断しております。</p>
<p>議 長</p>	<p>転用目的は、一般住宅の建築です。</p>
<p>議 長</p>	<p>申請人は、現在、相続により取得した農家住宅に親子3人で生活しておりますが、住宅敷地が広く維持管理が大変であることから、現在の住宅を売却し、家族が生活するのに十分な広さで、生活環境を変えずに住むことができる同じ地区内の、当該農地に住宅を建築しようとするものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>なお、自己所有地である当案件の道路からの入口部分は、農地を譲り受け、農地法第5条の規定による許可を要しますので、このあと関連案件として、15ページの27号についてご審議いただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上、調査の結果、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p> <p>ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>

議 長	<p>無いようですのでお諮りします。 議 第139号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議 第139号 農地法第4条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決めます。</p>
議 長	<p>次に進みます。 議 第140号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書6ページをお願いいたします。 議 第140号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。内容は、7ページの21号から8ページの27号までの7件です。9ページをご覧ください。</p> <p>21号について、場所は蔵王半郷で、水タンク、コンテナ等の資材置場の設置です。委員調査案件となっております。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>22号について、場所は花楯で、建築条件付きの宅地分譲です。委員調査案件となっております。</p> <p>11ページをご覧ください。</p> <p>23号について、場所は片谷地で、JR蔵王駅から北東へ約300mに位置しており、3種農地と判断しております。 転用目的は、共同住宅の建築です。 申請場所の表記で斜線の表示分が農地で白地部分の併用地は雑種地となっております。</p> <p>譲受人は、現在、接骨院を営んでいますが、将来、現在の仕事ができなくなった際のことを考え、共同住宅の経営を始めるため、JR蔵王駅や商業施設等にも近く、幹線道路からのアクセスなど利便性の良い当該農地を譲受け、共同住宅を建築しようとするものです。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>24号について、場所は南石関で、育苗センターの建設です。委員調査案件となっております。</p> <p>13ページをご覧ください。</p> <p>25号について、場所は下樵沢で、山形中央インター産業団地より東へ約100mに位置しており、2種農地と判断しております。 転用目的は、一般住宅の建築です。 譲受人は、現在、寒河江市内の共同住宅に夫婦で生活しておりますが、手狭となったことから、結婚を機に山形市内ののどかな場所に移り住みたいと考え、当該農地を譲受け、住宅を建築しようとするものです。</p>

<p>議 長</p>	<p>14ページをご覧ください。 26号について、場所は桜田西で、建築条件付きの宅地分譲です。委員調査案件となっております。</p> <p>15ページをご覧ください。 27号について、場所は陣場新田で、市立金井中学校から北西へ約300mに位置しており、1種農地と判断しております。 転用目的は、一般住宅の建築で、当案件は議 第139号 農地法第4条の規定による許可申請の1号案件の自己所有地から道路への入口です。</p> <p>以上、調査の結果、事務局説明の案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、調査委員の報告をお願いします。 21号案件について15番 佐藤幸悦 委員から報告をお願いします。</p>
<p>佐藤（幸） 委 員</p>	<p>15番佐藤です。21号案件について、ご報告いたします。 申請人及び内容は記載のとおりです。 譲受人は、平成2年創業、申請住所地内で蔵王山の伏流水を利用した、飲料水を製造・販売している法人であります。他にも海外からの輸入水を使用した事業を行っており、このたび、事業拡張により新たに北海道の湧水や秋田県の温泉水を使用した飲料水を製造・販売することとなり、既存地では手狭になってきたことから既存敷地に隣接する当該農地に水タンクやコンテナ置場、集出荷、車両の進入スペース、フォークリフトやクレーン車の作業スペースを拡張したく申請に至っております。本申請地は、既存敷地と隣接している土地であり、施設は集落に接続して設置されるもので他に代替できる土地もないことから、やむを得ないものと認められます。 具体的な申請位置ですけれども、申請地は山形市立蔵王第一中学校から南西へ約300mの場所に位置し、10ha以上の一団の農地であることから、1種農地と判断いたしました。 被害防除対策として、汚水は無し、生活雑排水は無し、雨水は地下浸透です。 農振農用地からの除外見込みがあり、土地改良区は地区外です。 この会社は、飲料水の他に、医療に使う点滴用の水や、化粧水に使う水等も作っているという事でした。 以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>佐藤（和） 委 員</p>	<p>それでは、22号案件、24号案件について16番 佐藤和宏 委員から報告をお願いします。</p> <p>16番佐藤です。22号案件からご報告いたします。 申請人及び内容は記載のとおりでございます。 譲受人は、市街地北東部に位置し、保育園・幼稚園が隣接し小・中</p>

	<p>学校ならびに商業施設に近接し、利便性が高く日常生活圏を構成していることから当該申請地に宅地分譲を計画すれば、需要が見込めると申請に至っております。</p> <p>申請地は山形市立第四中学校から北東へ約400mの場所に位置し、住宅や学校・幼稚園等公共施設が連たんしている地域の農地であることから、3種農地と判断いたしました。</p> <p>汚水は公共下水道、生活雑排水は公共下水道、雨水は地下浸透です。山形市東部土地改良区からの意見書があります。</p> <p>以上でございますが、条件的にも、周りが住宅地、また小学校、中学校等が近いという事で、やむを得ないかなと思っております。</p> <p>ちなみに、土地の取得費は、XXXXXXXXXX円でございます。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p> <p>佐藤（和） 委 員</p>	<p>続いて、24号案件について、佐藤和宏 委員より報告申し上げます。</p> <p>24号案件について、ご報告いたします。</p> <p>申請人及び内容は記載のとおりでございます。</p> <p>育苗センター2棟を建てるという事であります。稲作の効率化を図るため、昭和46年から、山形市西崎地内に育苗センターを整備し、水稲苗を供給してきましたが、施設の老朽化により、機械化への対応が難しくなっていることや、フレコン資材等の置場が不足してきた現状です。また、大型車での資材搬入や利用者への苗の引き渡しを考慮し、育苗に必要な施設と作業置場を兼ね備えた育苗センターを建設したく申請に至っております。</p> <p>申請地は山形市上下水道部から北へ約200mの場所に位置する農地で、農振農用地ですが、農業用施設用地に変更しているところであります。</p> <p>汚水は、無し、生活雑排水は、無し、雨水は、地下浸透です。最上川中流土地改良区からの意見書がございます。</p> <p>ここは、市農協のハウスや施設が建っているところでありまして、付随して建てるという事でございます。</p> <p>借地料が、年間XXXXXXXXXX円、月額XXXXXX円であります。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p> <p>佐藤（幸） 委 員</p>	<p>続いて、26号案件について、佐藤幸悦 委員より報告申し上げます。</p> <p>15番佐藤です。26号案件について、ご報告いたします。</p> <p>申請人及び内容については記載のとおりでございます。</p> <p>転用する理由としまして、建築条件付きの宅地分譲でございます。</p> <p>譲受人は、ハウスメーカーなどに問い合わせが多く寄せられている桜田小学校近辺に宅地分譲を計画すれば、需要が見込めることから山形市都市計画法に基づく開発基準においても市街化区域隣接・近接に該</p>

	<p>当する区域の中で土地を探したところ、当該農地が見つかり申請に至っております。</p> <p>具体的な申請位置でございますが、申請地は山形市立第十中学校から南東へ約800mの場所に位置し、住宅や学校・幼稚園等公共施設が連たんしている地域の農地であることから、3種農地と判断いたしました。</p> <p>用排水等ですけれども、汚水は公共下水道、生活雑排水も公共下水道、雨水は地下浸透、土地改良区は地区外です。</p> <p>この土地の取得価格ですが、トータルで [REDACTED] 円、1㎡あたり [REDACTED] 円、坪あたり [REDACTED] 円です。</p> <p>建物込みの1棟あたりの売買価格は、 [REDACTED] 円ぐらいになるのではという話でした。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
議 長	<p>無いようですのでお諮りします。</p> <p>議 第140号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議 第140号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決めます。</p>
議 長	<p>次に進みます。</p> <p>議 第141号 農地法第18条第6項の規定による通知について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>続きまして、議案書16ページをお願いします。</p> <p>議 第141号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。</p> <p>内容については、17ページの67号から18ページの73号までの7件です。</p> <p>17ページをお願いします。</p> <p>67、68号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、農地法で売買です。</p> <p>69号について、利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>70号について、農地法第3条による賃貸借契約の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。</p> <p>71号について、農地法第3条による賃貸借契約の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。</p>

	<p>18ページをお願いします。</p> <p>72号について、利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、利用集積で貸付予定です。</p> <p>73号について、利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、貸付予定です。</p> <p>以上の案件については、合意による解約が、引渡しの期限前6ヶ月以内に成立した合意であることを契約書で確認おり、離作補償はありません。</p> <p>農地法第18条第1項ただし書きの第2号に該当することから、受理相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p> <p>無いようですのでお諮りします。議 第141号について、受理することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>全員異議なしと認め、議 第141号 農地法第18条第6項の規定による通知について、受理することに決めます。</p> <p>次に進みます。</p> <p>議 第142号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、上程します。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案書19ページをお願いします。</p> <p>議 第142号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定についてです。</p> <p>20ページの2号、3号の2件です。</p> <p>21ページをご覧ください。</p> <p>2号について、場所は下宝沢で、一体利用農地等による指定です。委員調査案件となっております。</p> <p>22ページをご覧ください。</p> <p>3号について、場所は蔵王半郷で、一体利用農地等による指定です。委員調査案件となっております。</p> <p>以上、よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>2号案件について16番 佐藤和宏 委員から報告をお願いします。</p>

佐藤（和） 委員	<p>16番佐藤和宏です。2号案件について、ご報告いたします。</p> <p>申請地については、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>一体利用農地という事で、申出人については、昭和29年に相続にて農地を取得して以来、農業経営を行ってきましたが、息子が農業を引き継ぐ見込みもありませんで、80歳を超え体力的にもこれまでどおり作付していくことが困難となっております。</p> <p>申請地は、県道宝沢坊原線に接した道路から侵入できますが、その通路は申出人を含めた周囲の土地を所有する個人が所有する私道でありまして誰でも侵入できる公道ではないことから、隣接所有者であれば農家でなくても譲れるようにしたいという申し出に至っております。</p> <p>農振農用地区域外でございまして、遊休化して1年以上作付けされていない状況でございます。</p> <p>隣接地の状況は、21ページを見ていただきたいのですが、1番のところは建物が建っていて宅地です。4番のところは私道になっていて、名義人が複数いて、一番右側の1番のところにある家の人が最終的に買い求めたいという事です。</p> <p>周辺の土地は全て個人所有のものでありまして、隣接地を所有する方以外が申請地を取得すると、他人の土地を通らなければ通作できないため、隣接する宅地等と一体的利用が必要な農地と判断しております。また、現地には推進委員も同行していただきました。</p> <p>以上、調査の結果、農地法施行規則第17条第2項に基づく設定区域として指定することが適当であると判断した次第です。</p>
議長	<p>それでは、3号案件について15番 佐藤幸悦 委員から報告をお願いします。</p>
佐藤（幸） 委員	<p>3号案件について、ご報告申し上げます。</p> <p>申請地については、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請人は、昭和35年に相続にて申請地を取得しましたが、山形市に農地もなく、長年草刈管理を行ってきました。今後も耕作地として利用する見込みもなく、道路との段差も大きいことから、周辺農家の農業上の効率的利用も見込まれないため、今回の申請に至っております。</p> <p>申請地の状況ですけれども、農振農用地区域外です。また、遊休化しておりまして、1年以上作付けされていない状況です。</p> <p>隣接地の状況ですが、県道十日町山形線の道路沿いに位置しておりまして、申請地は道路よりも2m近い落差がある土地です。転落防止用のフェンス等も設置されております。</p> <p>また、市道にも接しておりますが、県道の高さから北西に向かって傾斜しており、申請地への直接進入は難しい状況となっております。</p> <p>申請地北西側、現況隣接地No.3の宅地との間に昔の作場道である官地がありますけれども、現状では官地との境界が不明確な状況となっております。</p> <p>農地への進入路といたしまして、現況隣接地No.3の宅地の一部と</p>

議 長	<p>みられる様相を呈しておりまして、農地と隣接する県道、市道とは2m近い高低差で囲まれており、遊休化しており、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないと判断されます。</p> <p>以上、調査の結果、農地法施行規則第17条第2項に基づく設定区域として指定することが適当であると判断した次第です。ご審議よろしく申し上げます。</p>
事 務 局	<p>事務局より、17条第2項指定申出について、詳しく説明していただけますか。</p> <p>17条2項指定についてですが、以前皆様の方から審議をいただきまして、一体利用又は宅地に隣接する農地については、0.1a以上の面積で取得できるという指定でありますので、山形市内全域で現在30a指定になっております。今回、指定を受けた場合は0.1a以上30a未満での農地としての取得が可能になるという事でありまして、今回は3条での農地取得の申請は指定後でなければ、農家の方以外出来ません。そのような事で、今回については、面積要件の変更の指定という事でございますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
議 長	<p>無いようですのでお諮りします。</p> <p>議 第142号について、指定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり。)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議 第142号 農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく農地等の指定について、指定することに決めます。</p> <p>これで議事を終了します。</p>
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項の(1)から(6)まで、事務局から報告願います。</p>
事 務 局	<p>続きまして、報告事項の(1)から(5)まで報告いたします。</p> <p>23ページをお願いします。</p> <p>報告事項(1)の農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理につきましては、24ページの36号から28ページの48号まで、13件を受理しております。</p> <p>次に、29ページをお願いします。</p> <p>報告事項(2)の農地法第4条届出書の受理につきましては、30ページの7号、1件を受理しております。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に、31ページをお願いします。</p> <p>報告事項(3)の農地法第5条届出書の受理につきましては、32ページの26号から33ページの31号まで6件を受理しております。</p> <p>次に、34ページをお願いします。</p> <p>報告事項(4)の農地改良届出書の受理につきましては、35ページの6号、1件を受理しております。</p> <p>次に、36ページをお願いします。</p> <p>報告事項(5)の農地法第5条の規定による許可につきましては、37ページの6号から13号まで4件について許可書を交付しております。</p> <p>事務局から、第28回総会の付議事項については以上であります。</p> <p>次に、(6)運営委員会の結果について、大築・会長職務代理者から報告願います。</p>
<p>大築・会長 職務代理者</p>	<p>(運営委員会の結果について報告。)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>次回の定例総会は、9月13日 金曜日に開催する予定です。</p> <p>次回の委員調査については、調査日は、9月11日 水曜日です。</p> <p>調査委員については、17番 推名 委員と18番 石川 委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、8のその他で、皆さんから何かありませんか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい、事務局より2点ほどございます。</p> <p>はじめに、遊休農地パトロール等に使用する地図の引継ぎ状況確認のお願いです。</p> <p>遊休農地パトロール等に使用する地図については、お手元にある地図を各地区の委員にお渡しし、活用いただいていると認識しておりますが、委員の改選時に、引き継ぎなっていない地区もあると思われます。</p> <p>お手元の地図は事務局控えとして保管しているものですので、確認をお願いしたいと思います。</p> <p>引き継ぎなっていない地区には、当面、貸し出しで対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>次に、農政課から、人・農地プランの実質化に向けた行程表の提出に係る担当者氏名の掲載について依頼がありました。</p> <p>8月末まで県へ行程表の提出を求められており、別紙のとりまとめ様式、地区状況表に農業委員及び農地利用最適化推進委員の氏名掲載</p>

議 長	<p>について、承認いただきたいとのことですので、よろしくお願いいたします。 （一部資料説明）</p> <p>他にございませんか。 無ければ、編集委員会からありますが、広報誌204号について、 新関編集副委員長から報告がございます。よろしくお願いいたします。</p>
新 関 委 員	<p>（穂豊帆8月号の内容について説明）</p>
議 長	<p>他にございませんか。 何もなければ、これで第28回総会を終了します。ご苦労様でした。</p> <p>（閉会午後2時35分）</p>

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長 

議事録署名委員 

議事録署名委員 